

東成瀬村地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 東成瀬村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議し、法第36条の4の規定に基づき、新モビリティサービス事業計画（以下「事業計画」という。）の実施に関し必要な事項を協議し、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 事業計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (5) 事業計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 事業計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に係る協議に関すること。
- (8) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に係る協議に関すること。
- (9) 前各項に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、東成瀬村副村長をもって充てる

- (1) 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- (2) 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- (3) 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- (1) 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。
- (2) 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- (3) 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- (1) 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- (2) 分科会長については現在の協議会の会員から選任する。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を置く。

- (1) 事務局は、東成瀬村役場企画課に置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- (3) 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

- (1) 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
- (2) 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。

別表 第6条関係

要 綱	組 織 名	部 署 名	役 職
村内バス路線バス 運行事業者及び公 共交通事業者	羽後交通株式会社		代表取締役社長
	秋田県ハイヤー協会	横手湯沢雄平支部	支部長
道路管理者、関係 機関・団体、その他 計画に定める事業 を実施すると見込 まれる者	秋田県雄勝地域振興局	建設部企画・建設課	課長
	株式会社マルシメ		代表取締役
村内有識者、地域 公共交通利用者	村内有識者		
	田子内地域づくり推進 委員会		会長
	岩井川コミュニティ推 進委員会		会長
	椿川三部落委員会		会長
	大柳地区地域づくり推 進委員会		会長
秋田県警察、その 他	秋田県警横手警察署	交通課	課長
	国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局	総務企画部門	首席運輸企画専 門官
	秋田県観光文化スポー ツ部	交通政策課	地域交通対策監
	秋田県雄勝地域振興局	総務企画部地域企画課	課長
	東成瀬村観光物産協会		会長
	東成瀬村商工会		会長
	東成瀬村社会福祉協議 会		会長
	東成瀬村 PTA 連合会		会長
	羽後交通労働組合		執行委員長
学識経験者	秋田大学		准教授
村職員	東成瀬村		副村長
		健康福祉課	課長
		建設課	課長

		教育委員会	教育次長
--	--	-------	------